



## リサイクル資源回収活動を支援しています！

ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

### 回収活動団体の届け出

報奨金制度を利用するには、毎年度団体の届け出が必要です。回収活動を実施する前日までに行ってください。

### 対象となるリサイクル資源

- 古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック)
- 金属類(アルミ缶・スチール缶)
- びん類 ●布類



### 報奨金額

集団回収したリサイクル資源量 1 kgにつき、6 円  
※びん類は 1 升びんは 1 本 0.9kg、その他のびんは 1 本 0.6kg に重量換算

例えば、新聞を 5,000kg 回収して古紙業者に買い取ってもらった場合…

5,000kg × 6 円 = 3 万円

※古紙業者の買い取り価格が、2 万円だった場合、報奨金と合わせた合計 5 万円が活動団体資金となります。

### 令和 2 年度リサイクル資源回収活動報奨金の交付申請書の提出をお忘れなく

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日に実施した回収活動についての交付申請書を忘れずに提出してください。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX229-3354 各総合支所地域振興課



## ごみ一時集積所の新設・変更・廃止

自治会が管理するごみ一時集積所を新設、変更(移動・収集品目の変更等)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課、各総合支所地域振興課にありますのでお問い合わせください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX237-0079 各総合支所地域振興課



## ごみ一時集積所の補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置・改修等工事に対し、15 万円を上限として補助対象工事費の 3 分の 1 を補助金として交付します。

申請前に工事に着工(集積庫や資材の購入を含む)した場合、補助の対象にはなりません。必ず事前

に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、必要な書類を添えて申請してください。

予算がなくなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX237-0079 各総合支所地域振興課



## 布ぞうり講習会(全 3 回)

家庭で不要になった浴衣や T シャツなどの衣類を利用して、室内履きの布ぞうりを作ります。

| コース       | と き                         |
|-----------|-----------------------------|
| 4 月金曜日コース | 4 月 2 日・9 日・16 日 13 時～16 時  |
| 5 月日曜日コース | 5 月 9 日・16 日・23 日 13 時～16 時 |

ところ 環境学習センター(津市リサイクルセンター 2 階)

対 象 市内に在住の人  
定 員 抽選各 10 人  
費 用 各 500 円

申し込み 3 月 20 日(土・祝)～28 日(日)

9 時～17 時に電話またはファクスで環境学習センター(☎237-1185、FAX237-5385)へ ※月曜日休館

